ＴＭ－００１　R2

事故発生時の「緊急連絡先」の対応について

第1条　目 的

「登美の会」の会山行において、事故及び遭難が発生し「登山計画書に指名されている緊急連絡先」の担当者が救助要請をする必要が生じた場合、その手順、行うべき内容について明らかにするためにまとめたものである。

第 2 条　関連規定

無し

第 3 条　緊急連絡先の決定

緊急連絡先は原則として、下記の優先順位にて決定する。

1．緊急連絡先は、会長もしくは副会長とする。

2．会長及び副会長両名が、両名共会山行に参加もしくは他用にて緊急連絡先として依頼し難い場合は、山行に不参加の「登美の会」の会員に依頼する。

3．「登美の会員」にも依頼ができない場合には、別途協議し決定する。

第 4 条　救助要請の手順 （添付図-1 参照）

下山予定日の 20 時以降になっても、下山報告が無い場合は、下記の手順により救助要請を行う。

1．CLあるいは、参加者に連絡し下山したかどうかの確認をとる。

2．参加者の誰とも連絡が取れない場合は、登美の会の不参加者と相談するとともに参加者の緊急連絡先にも連絡し、何らかの連絡が無いか確認をとると共に対応措置を相談する。

3．相談した結果、遭難したと思われる場合は、**所轄の警察署または登山届提出先**に遭難届を提出する。

解　説

1．万が一遭難及び事故が発生し救助要請が必要な場合、緊急連絡先に指名された者の負担は大きくかつ対応に混乱する事が予想される。この負担を軽減するためにやるべき事の手順をまとめた。
緊急連絡先に指名された者が一人で混乱しないよう、「登美の会のメンバー」 ⇒ 「所轄の警察署／登山届提出先」に連絡・相談し救助要請をするべきであることを明確にした。
「所轄の警察署／登山届提出先」としたのは、県によっては登山届提出先が「観光資源課」の県がある。一般事務所的な場所は、夜間・休日等は連絡がつかない場合がある。このような場合は、「所轄の警察署」に連絡する必要があるため併記した。
　尚 これらの連絡先は、登山計画書に連絡先を記載しておいた方が好ましい。

2．無事下山の報告が無い場合、「下山予定日の 20 時」をアクションポイントとしたのは、下記の考えによる。

- 一般的に下山時間は 16 時～17 時であり、ある程度の余裕時間を考慮した。
- 連絡が無い場合、その日のうちに関係者と連絡・協議が出来る時間を考慮した。

来　歴

R0	2013.10.15	； 9 月、10 月の定例会議での討議により作成。	S．M
R1	2019.05.21	； 武岳連規定により事故の連絡先が、理事長→事務局長に変更となったために改正。	S．M
R2	2021.04.16	； 武岳連退会に伴い、改正。 第 4 条に、添付図-1 の救助要請の手順を、文章で追記した。 （　　部分改正）	S．M

添付図-1　事故発生時の「登山計画書に記載の緊急連絡先」の対応事項

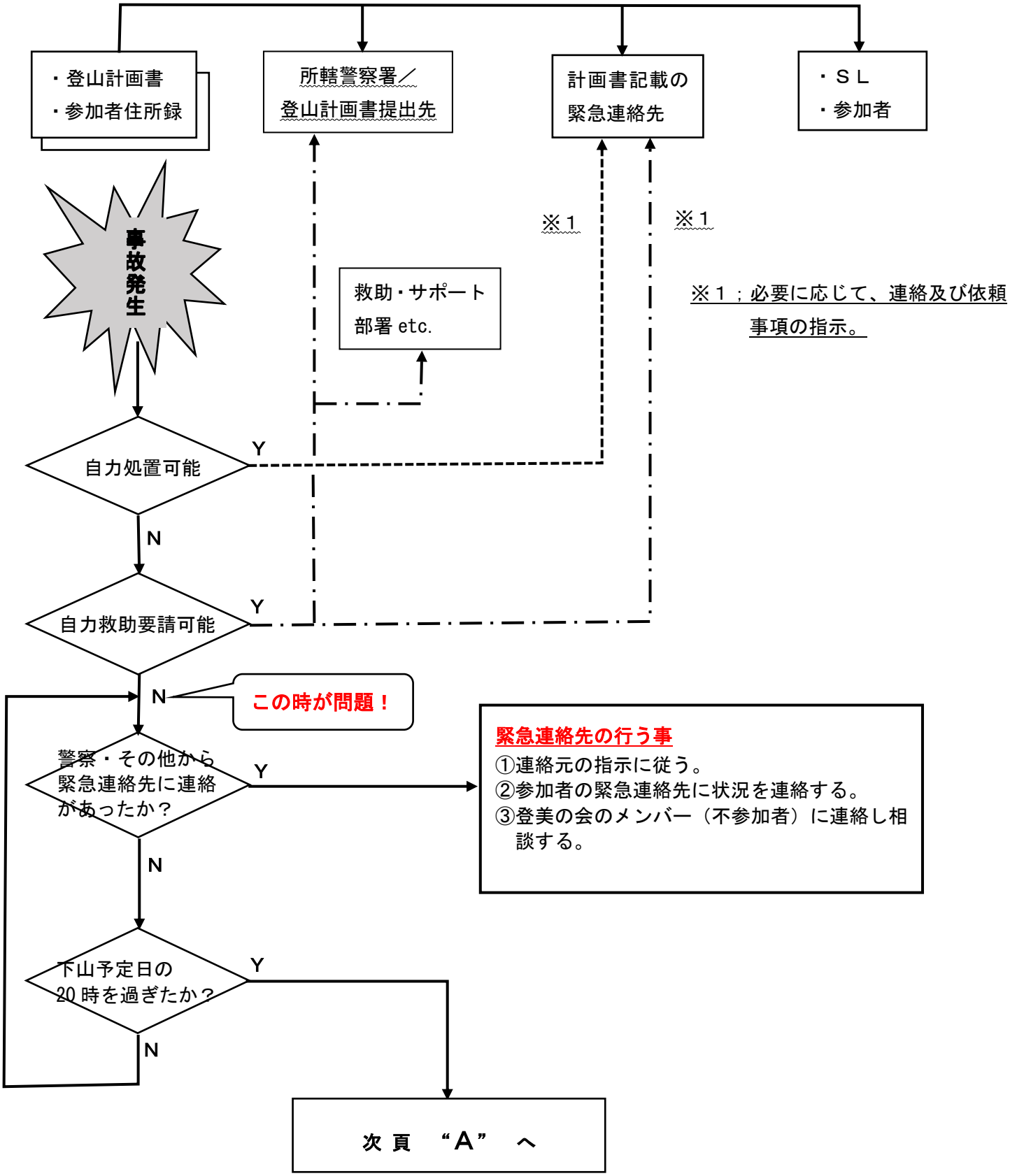

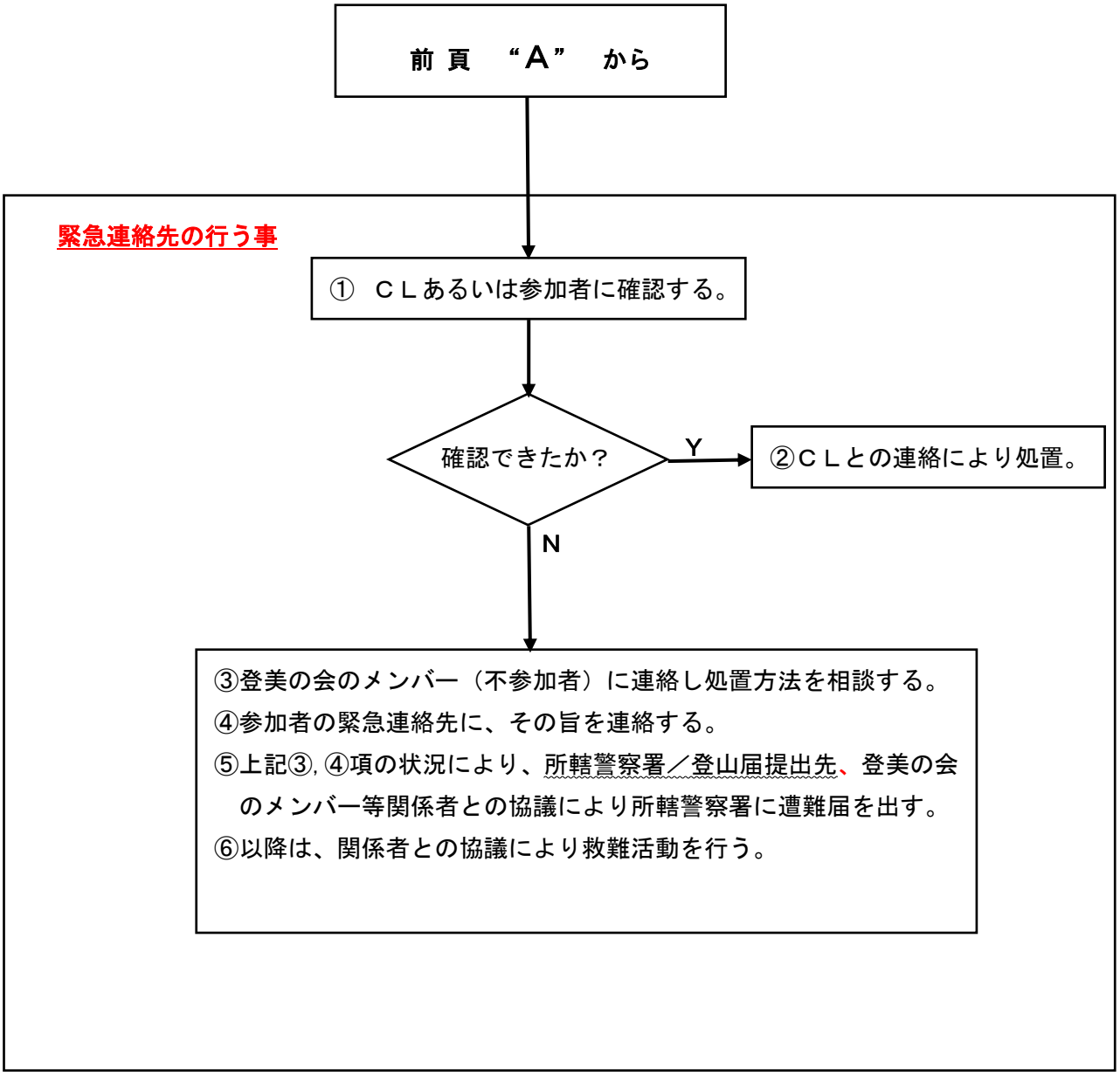
前 頁　“A”　から
緊急連絡先の行う事
①　ＣＬあるいは参加者に確認する。
確認できたか？
Y
②ＣＬとの連絡により処置。
N
③登美の会のメンバー（不参加者）に連絡し処置方法を相談する。
④参加者の緊急連絡先に、その旨を連絡する。
⑤上記③,④項の状況により、所轄警察署／登山届提出先、登美の会のメンバー等関係者との協議により所轄警察署に遭難届を出す。
⑥以降は、関係者との協議により救難活動を行う。